

# 第 1 1 回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 平成 1 6 年 5 月 2 7 日 ( 木 ) 午前 9 時 3 0 分 ~ 午前 1 0 時 5 0 分

場 所 生駒市役所 4 0 1 ・ 4 0 2 会議室

出席者

委 員 下村敏博、風間規男、池田利雄、小川孝太郎、中尾芳巳、西村清、前  
場トモ子

実施機関職員 介護保険課長 清家衛、同課課長補佐 細川隆庸、同課保険係  
長 真銅宏

事務局 企画財政部長 窪田勝博、文書課長 新谷厚、情報公開室長 川崎寿  
彦、同室情報公開係長 堀本慎一

配付資料

- 1 レジユメ
- 2 委員名簿
- 3 平成 1 5 年度生駒市の情報公開・個人情報保護制度運用状況報告書

事前配付資料

諮問個第 1 0 号関係書類一式

議 題

- 1 委員の紹介
- 2 会長・副会長の選出について
- 3 諮問個第 1 0 号 個人情報の外部提供について  
(平成 1 6 年度介護サービス利用実態調査実施に伴う個人情報の外部提供)  
( 1 ) 実施機関説明  
( 2 ) 質疑  
( 3 ) 審議

#### 4 その他

平成15年度情報公開及び個人情報保護制度運用状況について

##### 審議内容

##### 1 委員の紹介

事務局から委員の紹介があった。

##### 2 会長・副会長の選出について

〔結論〕

会長に下村委員を、副会長に風間委員を全員一致で選出した。

〔審議経緯〕

会長の選出について

両制度を熟知され、また、昨年度まで会長として本運営審議会の議事運営を取りまとめていただいていた下村委員に引き続き会長をお願いしてはどうか。

副会長の選出について

両制度を熟知され、また、昨年度まで下村会長とともに本運営審議会の議事運営を取りまとめていただいていた風間委員に引き続き副会長をお願いしてはどうか。

##### 3 諮問個第10号 個人情報の外部提供について

(平成16年度介護サービス利用実態調査の実施に伴う個人情報の外部提供)

〔結論〕

外部提供については、利用目的に公益上の必要性があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められることから、適当なものとする。

答申の詳細については会長、副会長に一任する。

〔審議経緯〕

( 1 ) 事務局概要説明

事務局(文書課情報公開室)から、本諮問についての概要説明があった。

( 2 ) 実施機関説明

所管課である介護保険課の職員から、本件についての詳細説明があった。

( 3 ) 質疑

次のような質疑があった。

Q . 提供する 3 項目の個人情報はどうのような形でどこへ送られ、どのように処理されるのか。

A . 市で抽出した調査対象者の氏名、住所、郵便番号を封筒に貼り付ける宛名シールに打ち出し、それを県の介護保険室に送る。県は、その宛名シールを県が業務を委託する業者に渡し、当該受託業者がアンケート用紙を入れた封筒にその宛名シールを貼り付けて発送する。

Q . 委託業者は平成 1 3 年度に委託した業者と同じか。

A . 5 月下旬以降に、県において行われる指名競争入札の結果で業者が決められることになっている。

Q . 奈良県市町村介護保険制度推進協議会はどういう形でこの調査に関与しているのか。

A . 実質的には事務局である介護保険室が事務を行うことになり、協議会が實際上、事務に関与することはないが、全市町村において調査を実施することから、全市町村が加盟している協議会が実施主体となることで各市町村の協力が得られるという趣旨もあるかと思う。

Q . 個人情報はアンケートの送付のみに利用し、回答者の特定はいたしませんとなっているが、どういう意味か。

A . 無記名の回答によるので、誰が回答したかは分からないという趣旨で書かれている。

Q . こういった実態調査は、将来どれくらいの頻度で行われるのか。

A . 前回は3年前に行われ、今後も3年おきぐらいではないかと考えられるが、今年度は見直しの時期に当たっているため制度が大きく変わる可能性があり、現時点では今後どういう形で、実施されるかは分からない。

Q . 調査結果は県の介護保険事業支援計画にどのように反映されるのか。

A . 県の介護保険事業支援計画は、保険給付の円滑な実施を支援するために県が策定する事業計画である。これは5カ年を一つの期間として3年ごとに見直しするもので、地域の実情に応じた居宅サービスの特徴を把握し、介護保険施設の必要数、介護サービスの見込量、介護保険専門員及び従事者の確保、資質の向上に向けた事業等に関することなどを定めたもので、調査結果は、これらの数値の設定や事業の策定に当たっての住民の要望に活用されるものである。

Q . 前回の調査結果は市へ情報提供され、市はどのようなことに反映したのか。

A . 県のデータに加えて市もどういう利用実態なのかを追加調査し、市の介護保険事業計画策定に反映している。

Q . 今回も同様の調査を行う予定はあるのか。

A . 国において、制度施行後5年をめぐりとして見直しを図ることになっているため、この秋頃にある程度の骨子が発表される予定であり、大きな制度の見直しがあるのではと考えている。現時点では前回と同様の調査を市で行うことは考えていない。

Q . 市がもっと多くの要介護者を対象に調査を行って、その中の13%について県に報告する方が、市として個人情報等を外部提供することもなく、よりスムーズではないのか。

A . 全市町村が足並みを揃えるのは難しく、個別に実施すると支障が生ずるおそれがあるため、全市町村が加入した協議会でまとめる方が良い。県として広域的に把握したいのではないかと思う。

Q . 生駒市の住民も他府県でサービスを受けることがあるので、他府県で調査した内容の情報提供は受けられるのか。

A . 国のホームページ等で公開もされており、県や他市と比較できるようになっている。

Q . 前回、アンケートの回収率はどの程度だったのか。

A . 市部で約 5 0 %、町村で約 6 0 %であった。

Q . 調査趣旨に記入されている介護給付適正化分析事業及び介護給付適正化事業とはどのようなものか。

A . 介護給付適正化分析事業は、調査結果と給付実績を分析し、実際のサービスを受けている内容が要介護者のニーズにどういう形で関連しているのかを評価・分析する事業で、現在、細部にわたって検討中であると聞いている。次に、介護給付適正化事業は、提供された介護保険サービスが要介護者の自立支援に資するものになっているか、また、介護給付に対する請求が適正に行われているかなど、介護給付の適正化に取り組む事業である。

Q . 県には、適正化に対する権限があるのか。

A . 県は、サービス事業者の指導や指定を行う権限がある。

Q . 要介護度ごとの無作為抽出とはどういう方法によるのか。

A . 電算のプログラム上で、機械的に連番をふって偏りがないように抽出を行う。

Q . アンケートの内容は推進協議会で決めているのか。

A . 県で基本的な素案を決めて推進協議会に諮っている。

Q . 前回、個人情報 を 県 に 提供 した こと による 苦情 は 出 な っ た の か。

A . 県 全 体 の こと は 分 か ら な い が、 少 なく と も 本 市 に お い て は 苦 情 が あ っ た と は 聞 い て い な い。

Q . 個人 情報 保 護 条 例 第 9 条 第 2 項 の 規 定 に あ る 本 人 通 知 に つ い て は、 当 審 議 会 の 意 見 を 聴 く 必 要 は な い の か。

A . 本 人 へ の 通 知 は、 本 人 が 他 の 方 法 に よ り 知 り 得 る こと が 明 ら か な 場 合 は 省 略 で き る と 包 括 諮 問 を い た だ い て お り、 今 回 の 場 合 は ア ン ケ ー ト ご 協 力 の お 願 い の 文 書 に お い て、「 お 住 ま い の 市 町 村 の 協 力 を 得 て 無 作 為 抽 出 に よ り お こ な っ て い ま す。」 と い う 旨 が 明 記 さ れ て お り、 そ れ に よ っ て 通 知 で き る も の と 考 え て い る。

#### ( 4 ) 審 議

次 の よ う な 意 見 が あ っ た。

委 託 業 者 は、 個人 情報 の 保 護 に つ い て 契 約 に お い て 特 に 規 定 さ れ て い る し、 提 供 す る 個人 情報 も 宛 名 シ ー ル の 氏 名、 住 所、 郵 便 番 号 の み で 比 較 的 基 本 の 情 報 で あ り、 前 回 も 特 に 問 題 が な っ た の で、 今 回 も 提 供 し て も 大 丈 夫 で あ る と 思 う。

委 託 業 者 か ら 介 護 事 業 者 に 情 報 が 流 れ る お そ れ を 心 配 す る が、 本 件 に 係 る 業 務 委 託 に 当 た っ て は、 事 務 を 委 託 す る 場 合 は 個人 情報 の 取 扱 い に つ い て 必 要 な 措 置 を 講 じ る こと に な っ て い て、 契 約 書 に お い て 特 記 事 項 と し て 個人 情報 の 取 扱 い に つ い て 定 め る な ど の 対 策 を 講 じ る と の こと で あ る の で、 個人 情報 に 対 す る 保 護 対 策 は 採 ら れ て い る と 思 う。

回 答 率 5 0 % は 低 い の で は な い の か。 回 答 し て い な い 人 の 中 に、 個人 情報 を 県 に 提 供 す る こ の 事 業 に 反 対 し て い る 人 が い る か も し れ な い。

素 案 は 国 が 作 り、 県 レ ベ ル で 実 施 し て い る よ う だ か ら、 ア ン ケ ー ト

調査を全国統一様式で行ってはどうか。

介護保険制度が適正に運用されるためには、利用実態を把握することが必要で、その実態に応じたサービスを提供していくための資料になるということで、公益性の観点から必要である。

#### 4 平成15年度情報公開及び個人情報保護制度運用状況について

事務局から、平成15年度の情報公開及び個人情報保護制度の運用状況についての説明があった。

#### 5 その他

答申については、会長及び副会長に文言等詳細をつめていただいた上で各委員に送付する。

会議録については、「案」が出来次第送付するので、確認していただきたい。